第八条の四の五中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に、「次のとおり」を「次に掲げる事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の六月三十日までに提出すること」に改め、同条各号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　計画期間

三　当該事業場において現に行つている事業に関する事項

四　産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五　産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六　産業廃棄物の分別に関する事項

七　自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

八　自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

九　自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

十　産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第八条の四の六中「第十二条第八項」を「第十二条第十項」に、「様式第二号の三」を「様式第二号の九」に改める。

第八条の四の七中「第十二条第九項」を「第十二条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「及び同条第八項」を「の提出又は同条第十項」に、「の内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める。

第八条の五第一項を次のように改める。

法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

一　令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）とする。

イ　処分年月日

ロ　処分方法ごとの処分量

ハ　処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

二　その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	1	当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2	運搬年月日
	3	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4	積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1	当該産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地
	2	処分年月日
	3	処分方法ごとの処分量
	4	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考　運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。		

第八条の五第三項中「第十二条第十一項」を「第十二条第十三項」に改める。

第八条の五の二中「同条第三項第三号、第四号及び第五号」を「同条第三項」に改める。

第八条の五の三中「第七条の二の二」を「第七条の二の二第一項から第三項まで」に改め、「及び環境省令で定める書面」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八条の五の四　第七条の二第三項の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「産業廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、同項第一号ハ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号中「船舶」とあるのは「運搬車」と、同項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同項第四号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号ハ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第五号中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と読み替えるものとする。

第八条の六及び第八条の七中「された」を「される」に改め、「規定による」を削る。

第八条の八中「規定による」を削る。

第八条の九及び第八条の十一中「された」を「される」に改め、「規定による」を削る。

第八条の十三の次に次の五条を加える。

（特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる特別管理産業廃棄物）

第八条の十三の二　法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物とする。

（特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管）

第八条の十三の三　法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法第十四条の四第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

二　法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管

三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

（事前の届出を要しない場合）

第八条の十三の四　法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

（特別管理産業廃棄物の保管の届出）

第八条の十三の五　法第十二条の二第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十による届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　保管の場所に関する次に掲げる事項

イ　所在地

ロ　面積

ハ　保管する特別管理産業廃棄物の種類

ニ　特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限

ホ　屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三　保管の開始年月日

2　前項の届出書については、第八条の二の四第二項の規定を準用する。